

指定施設一覧

区 域	施設等種別、及び法令・通知等
全 国	・ 児童福祉法第 44 条に規定する国立児童自立支援施設
	・ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
	・ 肢体不自由児施設「整肢療護園」
	・ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
横 浜 市 内 施 設	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び同条第 3 項 ・ 児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設
	児童福祉法第 7 条に規定 ・ 助産施設 ・ 児童厚生施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 乳児院 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 母子生活支援施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童家庭支援センター ・ 保育所 ・ 児童発達支援センター
	児童福祉法第 12 条の 4 に規定 ・ 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	児童福祉法第 18 条の 6 に規定 ・ 指定保育士養成施設
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定する認可を受けたもの ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 事業所内保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定するものであって、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届け出を行ったもの ・ 病児保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定するものであって、第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届け出を行ったもの ・ 放課後児童健全育成事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定するものであって、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届け出を行ったもの ・ 一時預かり事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による認可を受けたもの
	子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって、同条第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもののうち、下記に示すもの ア) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
	学校教育法第 1 条に規定しているもののうち次に掲げるもの ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・ 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定 ・ 認定こども園
	子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定めるもの ・ 企業主導型保育事業